

川崎市とどろきアリーナ 利用料金改定のお知らせ

【概要】

○ 市民サービスの受益と負担の適正化を図ることを目的として、「使用料・手数料の設定基準（平成 26 年 7 月）」を定め、公費（税金）を充てる範囲と受益者が負担すべき範囲を明確化にし、利用する方としない方との負担の公平性・公正性を確保するために「受益と負担の適正化」の取組として、平成 29 年 4 月から使用料の見直しを行います。

【改定対象】

- 施設専用利用料（メインアリーナ・サブアリーナ・体育室・研修室）
- 設備専用利用料（各種スポーツ器具・放送器具・照明・空調）
*照明料金・空調料金は、メインアリーナ・サブアリーナのみ
- 個人利用料（スポーツデー・トレーニング室）

※川崎市とどろきアリーナには駐車場はございません。

【改定日】

平成 29 年 4 月 1 日



＝経過措置＝

平成 29 年 3 月 29 日までに利用申請した場合、実際の利用日が 4 月 1 日以降であっても、改定前の料金が適用されます。

【改定例】

○ 施設専用利用料（サブアリーナ半面 午前）6,000 円
平日入場料を徴収しない場合の料金 → 6,600 円

○ 個人利用料（トレーニング室 大人）300 円 → 330 円